

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第二十七号

#### 福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「領域及び室並びに領域に属するグループ」を「局、総室及び室並びに局、総室又は室に属する課並びに課に属する室」に改め、同項第二号中「及びこれに属するグループ」を「、これに属する課及び課に属する室」に改め、同条第二項第三号中「公の施設」の下に「(福島県消費生活センターを除く。)」を加える。

#### 第七条を次のように改める。

(総室及びび課)  
第七条 次の表の上欄に掲げる部等にそれぞれ同表の中欄に掲げる総室を置き、当該総室にそれぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

知事直轄	知事公室	秘書課	政策調査課	広報課
部等	総室	課		

農林水産部	商工労働部	保健福祉部	生活環境部	企画調整部	総務部
農村整備総室 生産流通総室 農業支援総室 農林水産総室	産業振興総室	健康衛生総室 自立支援総室 生活福祉総室 保健福祉総室	環境保全総室 環境共生総室 県民安全総室 生活環境総室	情報統計総室 地域づくり総室 企画調整総室	市町村総室 文書管財総室 人事総室 財務総室
農業基盤整備課 農村計画課 農村振興課 農産物安全課 農業振興課 農産物流通課 園芸課 畜産課 水産課	企業立地課 産業創出課 商業まちづくり課 産業人材育成課	健康増進課 医療看護課 食品生活衛生課 児童家庭課 子育て支援課 障がい福祉課 社会福祉課 福祉監査課 高齢福祉課 保健福祉総務課 国民健康保険課	生活環境総務課 消費生活課 人権男女共生課 生活交通課 国際課 消防保安課 災害対策課 原子力安全対策課 環境共生課 自然保護課 一般廃棄物課 産業廃棄物課 水・大気環境課	統計調査課 情報統計管理課 情報政策課 統計分析課 地域政策課 地域振興課 エネルギー課 企画調整課 総合計画課 土地・水調整課	市町村行政課 市町村財政課 文書法務課 私学法人課 財産管理課 施設管理課 職員研修課 行政経営課 人事課 職員厚生課 システム課 総務課 財政課 入札監理課 税務課 税務

- 2 前項に規定するもののほか、企画調整部に文化スポーツ局を、商工労働部に観光交流局を附置する。
- 3 文化スポーツ局に文化振興課、生涯学習課及びスポーツ課を置き、同課にフリースタイルスキー世界選手権大会支援室を附置する。
- 4 観光交流局に観光交流課、空港交流課及び県産品振興戦略課を置く。
- 5 第一項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を附置する。

課	土木部	森林林業総室 企画技術総室 道路総室 河川港湾総室 都市総室 建築総室	森林計画課 整備課 治山対策課 森林整備課 林業振興課 林道
		土木総務課 土木企画課 道路計画課 河川計画課 都市計画課 建築住宅課	技術管理課 道路管理課 道路整備課 河川整備課 砂防課 港湾課 まちづくり推進課 下水道課 建築指導課 営繕課
広報課	県民広聴室		
行政経営課	庶務業務改革推進室		
私学法人課	公立大学法人室		
人権男女共生課	青少年育成室		
国際課	旅券室		
環境共生課	環境評価景観室		
産業廃棄物課	不法投棄対策室		
高齢福祉課	介護保険室		
農林総務課	農地調整室		
農業振興課	研究開発室		

農業経済課	金融共済室
土木総務課	用地室
技術管理課	建設産業室
道路整備課	高速道路室
港湾課	空港施設室

第八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総合安全管理室に総合安全管理課を置く。

2 第九条第二項を次のように改める。

2 出納局に出納総務課、審査課、入札用度課及び工事検査課を置き、審査課に給与旅費室を附置する。

第九条の二の表知事公室の項中「秘書グループ」を「秘書課」に、「政策調査グループ」を「政策調査課」に、「県政広報グループ」を「広報課」に、「県政広聴グループ」を「県民広聴室」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「総務部各領域」を「総務部各総室」に改め、同条の表財務領域の項中「財務領域」を「財務総室」に、「総務予算グループ」を「総務課」に改め、同項中「六 集中乗用車の管理に関すること」を「六 市内他」

七 市内他領域の所掌に属しない事務に関すること。」を「七 市内他」

関すること。

「(税務課)

を 十三 県税制に関すること。 に改め、同項中第十六号を

十四 県税の賦課徴収に関すること。」

と。

「(税務シス  
十九 税務  
第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同項中 二十 県税  
(公有財産  
二十一 公

テムグループ)

電算システムの管理及び運用に関すること。

の収納に関すること。

グループ)

有財産の総合調整に関すること。

運用に関すること。に改め、同表人事領域の項中「人事総室」を「人事総室」に、

「職員研修グループ」を「職員研修課」に改め、第十九号を第二十号とし、第十八号を

削り、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同項中 「(給付グループ)

十五 職員の賠償

責任に関すること。」を「十七 職員の賠償責任に関すること。」に改め、同項第十四

号中「(他グループの所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第十六号とし、

同項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同項中 「(福利厚生グルー

プ) (職員厚生課)

厚生及び安全衛生に関すること。」を「十三 職員の福利厚生及び安全衛生に関するこ

と。」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同項中 「(人事

グループ) 「(庶務業務改革

九 庶務業務の

員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。」を「(人事課)

十 職員の任免、

推進室)

改革に関すること。

に改め、同項第七号中「他グル

給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。」

「他課」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第四号から第六号までを一号

ずつ繰り下げ、同項中 「(行政経営グループ)

を「(行政経営課)

に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価制度に関すること。

第十号の表文書管財領域の項中「文書管財総室」を「文書管財総室」に、「文書法務

グループ」を「文書法務課」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 条例案、規則案等の審査及び法規の解釈に関すること。

六 県報の発行、例規集の編さん、官報報告等に関すること。

第十号の表文書管財領域の項第七号から第十四号までを削り、同項第十五号を同項第

七号とし、同項第十六号中「及び知事の資産等の公開」を削り、同号を同項第八号とし、

「(私立学校グループ)

十八 私立学校(専修学校及び各種学校を

(公立大学法人グループ)

十九 公立大学法人に関すること。

同項第十七号を同項第九号とし、同項中

(施設管理グループ)

二十 県庁舎、合同庁舎、公舎等の企画、整

「(私学法人課)

十 私立学校(専修学校及び各種学校を含む。)に関

十一 公益法人及び公益信託に係る事務の総括に関す

十二 宗教法人に関すること。

(公立大学法人室)

十三 公立大学法人に関すること。

(財産管理課)

十四 公有財産の総合調整に関すること。

十五 公有財産の効率的な活用に関すること。

十六 集中乗用車の管理に関すること。

(施設管理課)

十七 県庁舎、合同庁舎、公舎等の企画、整備及び管

理に関すること。

すること。

すること。

に改め、同表市町村領域の項中「市町村総室」を「市町村総室」に、

理に関すること。」

「市町村行政グループ」を「市町村行政課」に、「市町村財政グループ」を「市町村財

政課」に改める。

第十一号(見出しを含む。)中「企画調整部各領域」を「企画調整部各総室及び文化

スポーツ局」に改め、同条の表企画調整総務領域の項中「企画調整総務領域」を「企画

調整総務領域」に改める。

第十一号(見出しを含む。)中「企画調整部各領域」を「企画調整部各総室及び文化

スポーツ局」に改め、同条の表企画調整総務領域の項中「企画調整総務領域」を「企画

調整総室」に、「総務企画グループ」を「企画調整課」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 政策調整会議に関すること。

「十六 福島県土地開発公社に関すること（他グループの所掌に関するものを除く。）」を「十八 福島県学際グループ）」に改め、同項中「（首都機能移転・超」

「十七 首都機能の移

転に関すること。」に改め、同項中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同項中

「（土地調整グループ）」を「（土地・水調整課）」に改

め、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号中「国土総合計画」を「国土形成計

画」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号及び第九号を削り、同項中

「（計画評価グループ）」を「（総合計画課）」に改め、

七 政策調整会議に関すること。」を「十一 長期総合計画に関すること。」に改め、

同項第六号中「他領域」を「他総室及び文化スポーツ局」に改め、同号を同項第十号と

し、同項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 県行政の総合企画及び調整に関すること

五 首都機能の移転に関すること。

六 産学民官連携（超学際的な取組に係るものに限る。）の推進に関すること。

七 物流の総合的な推進及び調整に関すること。

第十一条の表地域づくり領域の項中「地域づくり領域」を「地域づくり総室」に、「地

域政策グループ」を「地域政策課」に改め、第十一号を第十三号とし、第八号から第十

号までを二号ずつ繰り下げ、同項中 「（エネルギーグループ）」を 「八 地

産地消の推進に関すること。」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と

し、第四号を第五号とし、同項中 「（地域振興グループ）」を 「九 電

源地域の振興に関すること。」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と

し、第四号を第五号とし、同項中 「（地域振興グループ）」を 「十 電

源地域の振興に関すること。」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と

し、第四号を第五号とし、同項中 「（地域振興グループ）」を 「十一 電

源地域の振興に関すること。」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と

し、第四号を第五号とし、同項中 「（地域振興グループ）」を 「十二 電

源地域の振興に関すること。」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と

し、第四号を第五号とし、同項中 「（地域振興グループ）」を 「十三 電

源地域の振興に関すること。」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と

し、第四号を第五号とし、同項中 「（地域振興グループ）」を 「十四 電

源地域の振興に関すること。」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と

し、第四号を第五号とし、同項中 「（地域振興グループ）」を 「十五 電

源地域の振興に関すること。」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と

し、第四号を第五号とし、同項中 「（地域振興グループ）」を 「十六 電

源地域の振興に関すること。」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と

グループ」を「情報政策課」に改め、同項第八号中「他グループ」を「他課」に改め、同項中「統計企画グループ」を「統計分析課」に、「統計調査グループ」を「統計調査課」に改め、同表に次のように加える。

文化スポーツ局

（文化振興課）

一 文化行政の総合企画及び調整に関すること。

二 県民運動及び県民の社会貢献活動に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関すること。

四 文化の振興に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

五 著作権に関すること。

六 福島県文化センターに関すること。

（生涯学習課）

七 生涯学習の総合企画及び調整に関すること。

八 生涯学習の推進に関すること。

九 生涯学習に係る情報の収集、整理及び提供に関すること。

十 ふくしま海洋科学館に関すること。

（スポーツ課）

十一 スポーツの振興に係る総合企画及び調整に関すること。

十二 生涯スポーツに関すること。

十三 スポーツの競技力向上に関すること。

十四 体育施設（学校の体育施設を除く。）に係る助成に関すること。

十五 県営の体育施設に関すること。

（フリースタイルスキー世界選手権大会支援室）

十六 フリースタイルスキー世界選手権大会の支援に関すること。

第十二条（見出しを含む。）中「生活環境部各領域」を「生活環境部各総室」に改め、

同条の表県民環境総務領域の項中「県民環境総務領域」を「生活環境総室」に、「総務

企画グループ」を「生活環境総務課」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「消費

生活センター」を削り、「及び」を「消費生活センター及び」に改め、同号を同項

第四号とし、同項第六号中「他領域」を「他総室」に改め、同号を同項第五号とし、同

項中 「（旅券グループ）」を 「（旅券室）」に改め、

二十二 海外渡航に関すること。」を 「三十 海外渡航に関すること。」に改め、

同項中第二十一号を第二十九号とし、第二十号を第二十八号とし、同項中 「（国際交流

グループ）」を 「（国際課）」に改め、

同項中第二十一号を第二十九号とし、第二十号を第二十八号とし、同項中 「（国際交流

グループ）」を 「（国際課）」に改め、同項中第二十一号を第二十九号とし、第二十号を第二十八号とし、同項中 「（国際交流

十六号を第二十四号とし、同項中 「（生活交通グループ）」

十五 生活交通体系に係る総合企画及び調整に関する

「(生活交通課)

ること。」を「二十三 生活交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。」に改め、

同項中第十四号を第二十二号とし、第十一号から第十三号までを八号ずつ繰り下げ、同

項中「(青少年グループ)」を「(青少年育成室)

十 青少年の育成施策の総合企画及び調整に関すること。」を「十八 青少年の

育成施策の総合企画及び調整に関すること。」に改め、同項中第九号を第十七号とし、

第八号を第十六号とし、同項中「(人権男女共生グループ)

「(消費生活課)

六 消費者施策の総合企画及び調整に関すること。

七 消費者の安全確保及び取引等の適正化に関すること。

八 生活関連物資の確保に関すること。

九 消費生活に関する相談に関すること。

十 消費生活に関する知識の普及に関すること。

十一 消費生活に関する情報の提供に関すること。

十二 消費生活に係る商品の試験、検査等に関すること。

十三 事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理に関すること。

十四 生活協同組合その他消費者団体の育成指導に関すること。

(人権男女共生課)

十五 人権に係る施策の総合企画及び調整に関すること。

改め、同表文化領域の項を削り、同表県民安全領域の項中「県民安全領域」を「県民安

全総室」に、「消防保安グループ」を「消防保安課」に、「災害対策グループ」を「災

害対策課」に、「原子力安全グループ」を「原子力安全対策課」に改め、同表環境共生

領域の項中「環境共生領域」を「環境共生総室」に、「環境活動推進グループ」を「環

境共生課」に改め、同項中「(循環型社会推進グループ)

三 循環型社会形成の推進に係る施策の総合企画及び調整

に関すること。」を「三 循環型社会形成の推進に係る施策の総合企画及び調整に関

ること。」に改め、同項第四号から第七号までを削り、同項第八号を同項第四号とし、

同項中「(環境評価景観グループ)」を「(環境評価景観室)

九 環境影響評価に関すること。」を「五 環境影響評価に関すること。」に

改め、同項第十号中「景観対策」を「景観形成施策」に改め、同号を同項第六号とし、

同項中「(自然保護グループ)

十一 自然環境の保護に関すること。」を「七 自然環境の保護に関すること。」

に改め、同項第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号を第十号とし、

同表環境保全領域の項中「環境保全領域」を「環境保全総室」に、「一般廃棄物対策グ

ループ」を「一般廃棄物課」に改め、同項第二号中「他グループ」を「他課」に改

「八 公害に係る紛争、苦情等の処理に関すること。

め、同項第十号を削り、同項中「(水環境グループ)

九 水質の汚濁及び土壌の汚染の防止並びにその指導

に関すること。」を「十二 公害に係る紛争、苦情等の処理に関すること。」に改め、

同項第七号中「(他グループの所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第十

一号とし、同項第六号中「(環境ホルモン)」を削り、同号を同項第十号とし、同項中

「三

「(産業廃棄物対策グループ)

三 産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること。

四 産業廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。

(大気環境グループ)

五 大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の防止及びその指導に関すること。」

容器包装リサイクルに関すること。

家電リサイクルに関すること。

産業廃棄物課

産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること。

法投棄対策室)

産業廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)の施行

関すること(特定建設資材廃棄物の再資源化等に係るものに限る。))。

自動車リサイクルに関すること。

(大気環境課)

大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止並びにその指導に関

すること。

改める。

第十三条(見出しを含む。)中「保健福祉部各領域」を「保健福祉部各総室」に改め、

同条の表保健福祉総務領域の項中「保健福祉総務領域」を「保健福祉総室」に、「総務

務企画グループ」を「保健福祉総務課」に改め、同項第四号中「希望ヶ丘ホーム」及

び「浪江ひまわり荘」を削り、同項中

「五 部内他領域の所掌に属しない事務に関する

六 少子化対策の総合企画及び調整に関する

す

に

に

に

に

に

に

ること。

を「五 部内他総室の所掌に属しない事務に関すること。」に改め、同項第七

号及び第八号を削り、同項中 「(国民健康保険グループ) を「(国民健康保

険に関すること。」に改め、同項中第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同表

生活福祉領域の項中「生活福祉総室」を「生活福祉グループ」を

「社会福祉課」に改め、同項第八号中「及び未帰還者留守家族」を「未帰還者留守家

族及び中国残留邦人等」に改め、同項中「指導監査グループ」を「福祉監査課」に、

「高齢保健福祉グループ」を「高齢福祉課」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 高齢社会対策の総合企画及び調整に関すること。

第十三条の表生活福祉領域の項第十五号中「保健」の下に「及び福祉」を加え、同項

中 「(介護保険グループ) を「(介護保険室)」に改め、同

項第十五号の次に次の二号を加える。

十六 高齢者の社会的活動の助長に関すること。

十七 人にやさしいまちづくりに関すること。

第十三条の表自立支援領域の項中「自立支援総室」を「児童家

庭グループ」を「児童家庭課」に改め、同項中 「(子育て支援グループ) を

「五 母子保健に関すること。」に改め、同項第六号を次のように改める。」を

六 保育所に関すること。

第十三条の表自立支援領域の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第

十号を削り、同項第十一号中「障害」を「障がい」に改め、同号を同項第八号とし、同

項第十二号を同項第九号とし、同号に次のように加える。

十六 障害児童福祉手当及び特別障害者手当に関すること。

十七 心身障害者扶養共済制度に関すること。

第十三条の表健康衛生領域の項中「健康衛生領域」を「健康衛生総室」に、「健康増

進グループ」を「健康増進課」に、「医療看護グループ」を「医療看護課」に、「食品

安全グループ」を「食品生活衛生課」に改め、同項中 三十一 旅館業、浴場業、興行

場営業、理容業、美容業及びクリーニング業に関するこ

と。」「三十一 旅館業、浴場業、興行

興「グループ」を「商業まちづくり課」に改め、同項第九号から第十二号までを次のように改める。

九 商業の振興に関すること。

十 中心市街地の活性化に関すること。

十一 大規模小売店舗に関すること。

十二 中小企業の流通の効率化に関すること。

第十四条の表地域経済領域の項中「観光グループ」を「産業人材育成課」に改め、同項第十三号から第十六号までを次のように改める。

十三 技能の振興及び職業能力開発の推進に関すること。

十四 公共職業訓練に関すること。

十五 事業主等の行う職業能力開発の指導及び援助に関すること。

十六 技能検定に関すること。

第十四条の表地域経済領域の項に次の一号を加える。

十七 職業訓練指導員の試験及び免許に関すること。

第十四条の表労働領域の項を削り、同表に次のように加える。

観光交流局

(観光交流課)

一 観光交流に関する総合企画及び調整に関すること。

二 観光の振興に関すること。

三 旅行業及び通訳案内業に関すること。

四 コンベンションの誘致の促進に関すること。

五 定住・二地域居住に関すること。

六 国際経済交流に関すること。

七 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の施行に関すること。

八 グリーン・ツーリズムに関すること。

九 空港の利活用に関すること。

(県産品振興戦略課)

十 県産品振興の総合企画及び調整に関すること。

十一 県産品の流通促進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

十二 地場産業の振興に関すること。

十三 食品加工業の振興に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

第十五条(見出しを含む。)中「農林水産部各領域」を「農林水産部各総室」に改め、同条の表農林総務領域の項中「農林総務領域」を「農林水産総室」に、「総務予算グループ」を「農林総務課」に改め、同項第四号中「他領域」を「他総室」に改め、同項

「(農林企画グループ)

五 農林水産業施策の総合企画及び調整に関すること。

六 農業振興計画に関すること。

(農地利用調整グループ)

七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の施行に関すること。

「(農地調整室)

五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の施行

すること。

する

「

行に関するに改め、同項中第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ

「

繰り上げ、同項中

「(農林技術管理グループ)

十三 部内における工事の設計管理、進行管理及び技術管理に関する

「(農林企画課)

十一 農林水産業施策の総合企画及び調整に関すること。

十二 農業振興計画に関すること。

(農林技術課)

十三 部内における工事の設計管理、進行管理及び技術管理に関するこ

に改め、同表経営支援領域の項中「経営支援領域」を「農業支援総室」に、「普

と。

及教育グループ」を「農業振興課」に改め、第二十四号を第二十六号とし、同項中

「(金融共済グループ)

二十三 農業共済組合の指導及び検査に関すること。」を「(金融共済室)

指導及び検査に関すること。」に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一

号を第二十三号とし、同項中

「(協同組合グループ)

二十 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」

「二十一 有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進に関すること。

(農業経済課)

二十二 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」に改め、同項

第十六号から第十九号までを削り、同項中

「(研究開発グループ)

十五 農林水産業に係る試験研究に関する

こと。」を「二十 有機農業の推進に関すること。」に改め、同項中第十四号を第十九

号とし、第十一号から第十三号までを五号ずつ繰り下げ、同項中

「(循環型農業グルー

十 資源循環型農業

「(循環型農業課)の促進に関すること。」を「十五 資源循環型農業の促進に関すること。」に改め、同

項中第九号を第十四号とし、第六号から第八号までを五号ずつ繰り下げ、同項中「(担

い手育成グループ)を「(農業担い手課)に改め、同

農業経営の改善に関すること。」を「十 農業経営の改善に関すること。」に改め、同

項第四号の次に次のように加える。  
(研究開発室)

五 農林水産業に係る試験研究に関すること。  
六 主要農作物に係る奨励品種の決定に関すること。  
七 農業情報に関すること。  
八 農林水産技術会議に関すること。

九 農林水産業に係る試験研究機関の整備に関すること。  
第十五条の表生産流通領域の項中「生産流通領域」を「生産流通総室」に、「農産物

安全グループ」を「農産物安全課」に、「流通消費グループ」を「農産物流通課」に改

め、同項第八号中「他グループ」を「他課」に改め、同項中「水田畑作グループ」を

「水田畑作課」に、「園芸振興グループ」を「園芸課」に、「畜産振興グループ」を

「畜産課」に改め、同項中「(衛生飼料グループ)を「二十四 草地

及び飼料に関すること。」に改め、同項中「水産グループ」を「水産課」に改め、同表

農村整備領域の項中「農村整備領域」を「農村整備総室」に、「農村計画グループ」を

「農村計画課」に改め、同項第三号中「他グループ」を「他課」に改め、同項第七号を

削り、同項第六号を同項第七号とし、同項中「(農山村整備グループ)を「(農山村整備

五 特定農山村地域における農林業等の(平成五年法律第七十二号)の施行に

関すること。」を「(農村振興課)に改め、同項第四号の次に次の一

等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に改め、同項第四号の次に次の一

号の次に次の一号を加える。  
五 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の施行に関すること。  
第十五条の表農村整備領域の項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項第

第十五条の表農村整備領域の項中「(農業水利グループ)に改め、同

項中「(農村環境整備グループ)を「(農村環境整備課)に改め、同

項中「(農山村環境整備グループ)を「(農山村環境整備課)に改め、同

項中「(農業基盤整備グループ)を「(農業基盤整備課)に改め、同

項中「(農地管理グループ)を「(農地管理課)に改め、同

項中「(農地改良事業等)を「(農地改良課)に改め、同



を「十 都市計画街路事業に関すること。」に改め、同項第十三号を第十一号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同項中 「(下水道グループ) 十七 流域別下水道整備総合

「(下水道課)

計画に関すること。」を 十五 流域別下水道整備総合計画に関すること。」に改め、同項中第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、

二十一 福島県下水道公社に関すること(他グループの所掌に属するものを除く。)

二十二 空港管理グループ)

を「十九 福島県下水道公社に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

」

に改め、同項第二十三号を削り、同表建築領域の項中「建築領域」を「建築総室」に、「建築住宅企画グループ」を「建築住宅課」に改め、同項第三号中「他グループ」を「他課」に改め、同項中第十五号から第十七号までを削り、第十四号を第十七号とし、第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十号中「他グループ」を「他課」に改め、同項第十三号とし、同項第五号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、同項中 「(建築指導グループ)

四 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の施行に関すること。」に改め、七 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の施行に関すること。」

同項第三号の次に次の三号を加える。

四 公営住宅の整備の促進に関すること。

五 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の施行に関すること。

六 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の施行に関すること。

第十六条の表建築領域の項第二十三号及び第二十四号を削り、同項中 「(営繕設備

二十二 県

を「二十三 建築

グループ) 建築補助事業の技術上の審査及び調査に関すること。

の施設に係る営繕工事に関すること(設備に係るものに限る。)

設備グループの所掌に属するものを除く。)を削り、同項第二十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十一 県の施設に係る土木工事に関すること。

第十六条の表建築領域の項中 「(営繕グループ) 十九 県の施設に係る営繕工事に関すること(他グルー

「十九 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等の施行に関すること。」を 「(営繕課) 二十 県の施設に係る営繕工事に関すること。」に改める。

第十七条の表中「総務管理グループ」を「出納総務課」に改め、同表第五号から第九号までを削り、同表中 「(公金管理グループ)

」

十 国費の会計事務の処理に関すること。」を「五 国費の会計事務の処理に関すること。」に改め、同表第十一号を第六号とし、第十二号から第十六号までを五号ずつ繰り上げ、同表中 「(審査指導グループ)

十二 会計事務の指導に関すること。」に改め、同表第十八号中「他グループ」を「他課及び給与旅費室」に改め、同項を同表第十三号とし、同表第十九号を同表第十四号とし、同表中 「(経理指導グループ)

二十 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償入に係るものを除く。)並びに旅費に係る支出負担行為の確認に関する

費(物品購 を 十五 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償入に係るものを除く。)並びに旅費に係る支出負担行為の確認に関する

報償費(物品購 に改め、同表中第二十一号を第十六号とし、第二十二号を第十七号とし、同号の次に次のように加える。

(入札用度課) 十八 物品に係る事務の調整に関すること。

十九 物品の取得に関すること。

二十 物品の買入れ又は修繕に係る競争入札参加者の資格の審査に関すること。

二十一 福島県財務規則第二条第十六号に規定する特定入札事務(入札監理課及び出先機関の所掌に属するものを除く。)及び当該事務に係る入札に関する事務に関すること。

二十二 重要物品の記録管理に関すること。

第二十七条の表中「工事検査グループ」を「工事検査課」に改める。

第二十八条第一項第六号の表ダム建設事務所を削る。

第二十一条中「部領域グループ」を「部総室(局)課室又は出先機関」に改める。

第二十二条の表知事直轄に属する総合安全管理室の部参事の項及び主幹(任意設置)



部に属する総室(財)	土木部に属する河川 港湾総室	土木部に属する都市 総室	土木部に属する建築 総室	生活福祉総室	保健福祉部に属する 自立支援総室	保健福祉部に属する 健康衛生総室	商工労働部に属する 産業振興総室	農林水産部に属する 農業支援総室	農林水産部に属する 生産流通総室	農林水産部に属する 農村整備総室	農林水産部に属する 森林林業総室	土木部に属する企画 技術総室	土木部に属する道路 総室	土木部に属する河川 港湾総室	土木部に属する都市 総室	土木部に属する建築 総室
	部次長(河川 港湾担当)	部次長(都市 担当)	部次長(建築 担当)	福祉担当	部次長(自立 支援担当)	部次長(健康 衛生担当)	部次長(産業 振興担当)	部次長(農業 支援担当)	部次長(生産 流通担当)	部次長(農村 整備担当)	部次長(森林 林業担当)	部次長(企画 技術担当)	部次長(道路 担当)	部次長(河川 港湾担当)	部次長(都市 担当)	部次長(建築 担当)
	上司の命を受け、河川港湾総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、都市総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、建築総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、自立支援総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、健康衛生総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、産業振興総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、農業支援総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、生産流通総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、農村整備総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、森林林業総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、企画技術総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、道路総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、河川港湾総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、都市総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	上司の命を受け、建築総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十二條の表に次のように加える。	出納局に属する課		務総室、企画調整総室、生活環境総室、保健福祉総室、商工労働総室、農林水産総室及び土木総室を除く。			
	副課長	主幹(任意設置)	課長	副課長	主幹(任意設置)	課長
	課長を補佐し、並びに課の事務を点検し、及び整理する。	上司の命を受け、特に指示された課の事務を掌理する。	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	課長を補佐し、並びに課の事務を点検し、及び整理する。	上司の命を受け、特に指示された課の事務を掌理する。	上司の命を受け、特に指示された総室の事務を掌理する。

第二十二條の表部等に属する領域の部及び領域に属するグループの部を削り、同表出納局の部総括参事の項中「総括参事」を「局次長」に、「上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」を「局長を補佐し、局の事務を整理する」に改め、同表出納局に属するグループの部を次のように改める。

出納局に属する課に  
 附置する室  
 室 長  
 上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十二條の二の表総合的水管理担当理事の項及びびまちづくり担当理事の項を削る。  
 第二十四條の表を次のように改める。

総務部主幹	総務部財務総室総務課主幹
企画調整部長	過疎・中山間地域振興担当理事
企画調整部主幹	企画調整部企画調整総室企画調整課主幹
生活環境部主幹	生活環境部生活環境総室生活環境総務課主幹
生活環境部企画主幹	
保健福祉部長	子ども施策担当理事
保健福祉部主幹	保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課主幹
保健福祉部企画主幹	
商工労働部観光交流局長	空港担当理事
商工労働部主幹	商工労働部商工労働総室商工総務課主幹
商工労働部企画主幹	
農林水産部主幹	農林水産部農林水産総室農林総務課主幹
農林水産部企画主幹	農林水産部農林水産総室農林企画課主幹
土木部主幹	土木部土木総室土木総務課主幹
土木部企画主幹	土木部企画技術総室土木企画課主幹
出納局主幹	出納局出納総務課主幹

第二十六條の表地方振興局の部に次のように加える。

主幹（文化スポーツ担当）  
 局長の命を受け、文化及びスポーツに関する事務を掌理する。

第二十六條の表地方振興局の内部組織の部中

出納室	室長	上司
副室	副室長	所属

の命を受け、室の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

を

出納室	室長	上司の命を所属職員を
副室	副室長	室長を補佐

受け、室の事務を掌理し、指揮監督する。  
 し、室の事務を整理する。

に改め、同部グループの項中「グループ」を「課」に改める。

第二十七條の表出先機関の出張所等の部中

林業指導所 土木事務所 大崎・日中総合 管理事務所 ダム管理事務所	を	林業指導所 土木事務所 大崎・日中 管理事務所
---	---	----------------------------------

総合  
 に改め、同表出先機関（出先機関の出張所等を含む。）の内部組織の部農林事務所の室の項及びグループの項を削り、同部農林事務所以外の室の項中「農林事務所以外の室」を「農業総合センター有機農業推進室」に改め、同部薬剤部の項の次に次のように加える。

務所の室の項及びグループの項を削り、同部農林事務所以外の室の項中「農林事務所以外の室」を「農業総合センター有機農業推進室」に改め、同部薬剤部の項の次に次のように加える。

生活指導部	生活指導部長	上司の命を受け、生活指導部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
発達障がい者支援センター	発達障がい者支援センター長	上司の命を受け、発達障がい者支援センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十七条の二の表地域連携室参事(任意設置)の項中「地域連携室参事」を「地域連携室担当課長」に改め、同表地域連携室副主幹(任意設置)の項中「地域連携室副主幹」を「地域連携室担当副課長」に改める。

第二十七条の三中「東京事務所」を「商工労働部」に、「所長」を「商工労働部長(商工労働部に企業誘致を担当する理事が置かれる場合)に改め、当該理事」に改める。

第二十八条中「及び第三十三条」及び「(農林事務所の農業普及部で二人以上の副部長を置く場合)にあっては、総括担当」を削る。

第三十条第一項の表県南保健福祉事務所棚倉支所長の項を削り、同条第二項の表県南保健福祉事務所棚倉支所の項を削る。

附則第二項中「農業普及部」を「農業振興普及部(農業振興課を除く。)」に改め、附則第三項第二号中「所属局長」を「所属局長(部内局長を含む。)」に改め、同項第三号中「領域付」を「総室付」に、「所属総括参事」を「所属の政策監又は部次長(第二十二条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。)」に改める。

別表第一の一の表中「グループ」を「課」に改め、同表福島県東北地方振興局の項中「市町村支援グループ」を「市町村支援課」に、「地域づくり・商工労働グループ」を「地域づくり・商工労働課」に、「管理グループ」を「管理課」に、「納税グループ」を「納税課」に、「課税第一グループ」を「課税第一課」に、「課税第二グループ」を「課税第二課」に、「県民生活グループ」を「県民生活課」に、「環境グループ」を「環境課」に改め、同表福島県南地方振興局の項中「市町村支援グループ」を「市町村支援課」に、「地域づくり・商工労働グループ」を「地域づくり・商工労働課」に、「管理グループ」を「管理課」に、「納税グループ」を「納税課」に、「課税第一グループ」を「課税第一課」に、「課税第二グループ」を「課税第二課」に、「県民生活グループ」を「県民生活課」に、「環境グループ」を「環境課」に、「出納グループ」を「出納課」に改め、同表福島県東地方振興局の項中「市町村支援グループ」を「市町村支援課」に、「地域づくり・商工労働グループ」を「地域づくり・商工労働課」に、「管理納税グループ」を「管理納税課」に、「課税グループ」を「課税課」に、「県民生活グループ」を「県民生活課」に、「環境グループ」を「環境課」に、「出納グループ」を「出納課」に改め、同表福島県会津地方振興局の項中「市町村支援

グループ」を「市町村支援課」に、「地域づくり・商工労働グループ」を「地域づくり・商工労働課」に、「管理グループ」を「管理課」に、「納税グループ」を「納税課」に、「課税第一グループ」を「課税第一課」に、「課税第二グループ」を「課税第二課」に、「県民生活グループ」を「県民生活課」に、「環境グループ」を「環境課」に、「出納グループ」を「出納課」に改め、同表福島県南地方振興局の項中「市町村支援グループ」を「市町村支援課」に、「地域づくり・商工労働グループ」を「地域づくり・商工労働課」に、「管理納税グループ」を「管理納税課」に、「課税グループ」を「課税課」に、「県民生活グループ」を「県民生活課」に、「環境グループ」を「環境課」に、「出納グループ」を「出納課」に改め、同表福島県会津地方振興局の項中「市町村支援

グループ」を「市町村支援課」に、「地域づくり・商工労働グループ」を「地域づくり・商工労働課」に、「管理グループ」を「管理課」に、「納税グループ」を「納税課」に、「課税第一グループ」を「課税第一課」に、「課税第二グループ」を「課税第二課」に、「県民生活グループ」を「県民生活課」に、「環境グループ」を「環境課」に、「出納グループ」を「出納課」に改め、同表福島県南会津地方振興局の項中「市町村支援グループ」を「市町村支援課」に、「地域づくり・商工労働グループ」を「地域づくり・商工労働課」に、「納税課税グループ」を「納税課税課」に、「県民環境グループ」を「県民環境課」に、「出納グループ」を「出納課」に改め、同表福島県相双地方振興局の項中「市町村支援グループ」を「市町村支援課」に、「地域づくり・商工労働グループ」を「地域づくり・商工労働課」に、「管理納税グループ」を「管理納税課」に、「課税グループ」を「課税課」に、「県民生活グループ」を「県民生活課」に、「環境グループ」を「環境課」に、「出納グループ」を「出納課」に改め、同表福島県いわき地方振興局の項中「市町村支援グループ」を「市町村支援課」に、「管理グループ」を「管理課」に、「納税グループ」を「納税課」に、「課税第一グループ」を「課税第一課」に、「課税第二グループ」を「課税第二課」に、「県民生活グループ」を「県民生活課」に、「福祉グループ」を「福祉課」に、「出納グループ」を「出納課」に改め、同表福島県北地方振興局の項から福島県いわき地方振興局の項までの分掌事務の欄第三十四号中「県民運動」の下に「及び県民の社会貢献活動」を加え、同欄中第五十六号を第五十九号とし、第三十五号から第五十五号までを三号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の三号を加える。

三十五 文化の振興に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)

三十六 生涯学習の振興に関すること。

三十七 スポーツの振興に関すること(学校における体育に関するものを除く。)

別表第一の一の表福島県東京事務所の項中

- 一 施策立案に必要な情報に関すること。
- 二 国会、中央官庁等と関すること。
- 三 工場、事業場等の誘と。
- 四 県内の雇用情報の提の安定に関すること。
- 五 県内の物産及び観光紹介に関すること。
- 六 その他県内産業の振項に関すること。

報収集及び研	「 企画交流課 企業誘致課	一 施策立案に必要な情報収集及び研
の連絡調整に	二 国会、中央官庁等との連絡調整に	関すること。

致に関するこ  
供その他雇用  
地の宣伝及び  
興上必要な事

を

- 三 広域交流の推進に関すること。
- 四 県内の物産及び観光の振興に関すること。
- 五 県内の雇用情報の提供その他雇用の安定に関すること。
- 六 工場等の誘致に関すること。
- 七 その他県内産業の振興上必要な事項に関すること。

に改め、

同表福島県大阪事務所の項から福島県名古屋事務所までの項中

- 「二 工場、事業場等との。」
- 三 県内の物産の宣伝、関すること。
- 四 県内観光地及び福
- 五 県の農産物に係る
- 六 その他県内産業の

誘致に関するこ

紹介及び展示に

島空港（路線）

市場調査等に関

振興上必要な事

表福島県消費生活センターの項を削り、同表福島県環境センターの項中「企画管理グループ」を「企画管理課」に、「調査分析グループ」を「調査分析課」に改め、別表第一の

四の表中

グループ、  
係又は科

部に属する  
科

に改め、同表福島県北保健福祉事

務所の項及び福島県中保健福祉事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「地域支援グループ」を「地域支援課」に、「保健福祉グループ」を「保健福祉課」に、「生活保護グループ」を「生活保護課」に、「健康増進グループ」を「健康増進課」に、「医療薬事グループ」を「医療薬事課」に、「衛生推進グループ」を「衛生推進課」に

改め、同表福島県南保健福祉事務所の項中

郡	総務企画部 健康福祉部 生活衛生部	総務グループ 地域支援グループ 保健福祉グループ 生活保護グループ 健康増進グループ 医療薬事グループ 衛生推進グループ
---	-------------------------	--

を

白河市	白河市 西白河 東白川郡
-----	--------------------

棚倉支所 棚倉町	東白川郡	白河市 西白河 東白川郡
-------------	------	--------------------

に改め、同表福島県会津保健福祉事務所の項

郡	総務企画部 健康福祉部 生活衛生部	総務課 地域支援課 保健福祉課 生活保護課 健康増進課 医療薬事課 衛生推進課
---	-------------------------	---

中「総務グループ」を「総務課」に、「地域支援グループ」を「地域支援課」に、「保健福祉グループ」を「保健福祉課」に、「生活保護グループ」を「生活保護課」に、「健康増進グループ」を「健康増進課」に、「医療薬事グループ」を「医療薬事課」に、「衛生推進グループ」を「衛生推進課」に改め、同表福島県南会津保健福祉事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「地域支援グループ」を「地域支援課」に、「保健福祉グループ」を「保健福祉課」に、「生活保護グループ」を「生活保護課」に







農林事  
務所

農業振興課  
興普及  
部  
農村整  
備部  
森林林  
業部

農業振興課  
地域農業推進課  
経営支援課  
管理課  
農村整備課  
林業課  
森林土木課

海岸保全施設及び地すべり等防止対策に関すること。  
 四十二 農地に係る国有林野の活用に関すること。  
 四十三 土地改良に係る金融に関すること。  
 四十四 土地改良法の施行に関すること。  
 四十五 国土調査法の施行に関すること。  
 四十六 非補助土地改良事業に関すること。  
 四十七 農地等の集団化に関すること。  
 四十八 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業及び鉱害復旧事業に関すること。  
 四十九 土地改良事業等に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。  
 五十 土地改良財産の管理に関すること。  
 五十一 農林水産部の所掌に属する砂利採取計画の認可に関すること。  
 五十二 森林計画の樹立及び実行指導に関すること。

五十三 民有林の林地開発調整に関すること。  
 五十四 森林の総合利用に関すること。  
 五十五 林業構造の改善に関すること。  
 五十六 流域林業活性化の推進に関すること。  
 五十七 入会林野等の高度利用に関すること。  
 五十八 国有林野の活用に関すること。  
 五十九 造林及び林業種苗に関すること。  
 六十 木材の生産流通加工に関すること。  
 六十一 特用林産物に関すること。  
 六十二 県営林に関すること。  
 六十三 林業団体に関すること。  
 六十四 林業金融に関すること。  
 六十五 林業労働力対策に関すること。  
 六十六 森林の保護及び森林国営保険に関すること。  
 六十七 森林病害虫の防除に関すること。  
 六十八 林業技術の普及指導に関すること。

- こと。
- 六十九 林業経営の改善指導に関すること。
- 七十 林道の開設及び維持並びに治山に関すること。
- 七十一 林道及び治山施設に係る災害復旧事業に関すること。
- 七十二 林野に係る地すべり等防止対策に関すること。
- 七十三 保安林に関すること。
- 七十四 緑化の推進に関すること。
- 七十五 総合緑化センターの運営に関すること（福島県県中農林事務所に限る）。
- 七十六 昭和の森の運営に関すること（福島県会津農林事務所に限る）。
- 農業普及所
  - 一 普及指導計画の策定に関すること。
  - 二 農業技術の普及指導に関すること。
  - 三 農業経営の改善指導に関すること。
  - 四 農山漁村の生活の改善に関すること。
- 五 農業青年及び農業研究団体の育成

- 六 農業情報に関すること。
- 七 新規就農促進に関すること。
- ダム管理事務所  
ダムの管理運営に関すること。
- 林業指導所
  - 一 森林計画の樹立及び実行指導に関すること。
  - 二 森林の総合利用に関すること。
  - 三 林業構造の改善に関すること。
  - 四 流域林業活性化の推進に関すること。
  - 五 入会林野等の高度利用に関すること。
  - 六 国有林野の活用に関すること。
  - 七 造林及び林業種苗に関すること。
  - 八 木材の生産流通加工に関すること。
  - 九 特用林産物に関すること。
  - 十 県営林に関すること。
  - 十一 林業団体に関すること。
  - 十二 林業金融に関すること。
  - 十三 林業労働力対策に関すること。
  - 十四 森林の保護及

福島県 県北家 畜保健 衛生所		福島県 水産事 務所	
福島市		いわ き市	
福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡		福島県 の 区域	
衛生指導課 防疫課		総務課 漁業振興課	
一 家畜に係る衛生 思想の普及及び向 上に関する事 二 家畜の疾病調査、 病性鑑定及び診療	七 漁船及び遊漁船 に関する事 六 漁業の調整及び 漁業権に関するこ と 五 水産金融に関す ること 四 鮮食料品等の 卸売市場に関する こと(生鮮魚介類 生産地卸売市場に 限る) 三 水産資源の保護 及び増殖に関する こと 二 水産業技術の改 良普及に関するこ と 一 水産業の指導奨 励に関する事	び森林国営保険に 関すること 十五 森林病害虫の 防除に関する事 十六 林業技術の普 及指導に関するこ と 十七 林業経営の改 善指導に関するこ と 十八 緑化の推進に 関すること	

福島県 相馬家 畜保健 衛生所	福島県 会津家 畜保健 衛生所	福島県 県南家 畜保健 衛生所	福島県 郡山 衛生所	安達郡
南相 馬市	会津 若松 市	白河 市	郡山 市	
相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	会津若松 市 喜多 方市 南 会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	白河市 西白河郡 東白川 郡	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡 (下欄の 分掌事務 のうち第 三号に係 る事務(伝 達性海綿 状脳症検 査に係る ものに限 る。)に ついては、 福島県の 区域)	
衛生指導課 防疫課	衛生指導課 防疫課	衛生指導課 防疫課	衛生指導課 防疫課 病性鑑定課	

三 家畜伝染病の予  
防及びまん延防止  
に関する事  
四 自衛防疫の推進  
に関する事  
五 動物用医薬品等  
に関する事  
六 獣医師及び家畜  
人工受精師に關す  
ること  
七 家畜の改良及び  
増殖に関する事  
八 家畜人工受精及  
び家畜受精卵移植  
に関する事  
九 乳質の改善指導  
に関する事  
十 養蜂の振興に關  
すること  
十一 畜産経営に係  
る環境の保全に關  
すること

福島県 農業総合センター	福島県 会津南部 整備事務所	福島県 田村ほ 場整備 事務所	福島県 富岡用 水改良 事務所	福島県 相馬北 部用水 改良事 務所	福島県 いわき 家畜保 健衛生 所
郡山	若松市	田村郡 春町	双葉郡 富岡町	相馬市	いわき市
	会津若松市 河沼郡(会津 坂下町及 び湯川村 に限る。) 大沼郡 会津美里 町	田村市 田村郡	双葉郡富 岡町	相馬市 相馬郡新 地町	いわき市
事務部 安全農 業推進 部 有機農	総務課 農場管理課 指導・有機認 証 課 発生予察課	管理係 工事係	管理係 工事係	総務係 工事係	衛生指導課 防疫課
一 農業に係る試験 研究及び技術支援 に関すること。 二 農業に係る環境 対策についての試 験研究に関するこ	管理係 工事係	用排水改良事業及び 経営体育成基盤整備 事業の実施に必要な 測量、設計及び監督 並びに用排水路等の 管理に関すること。	用排水改良事業及び 経営体育成基盤整備 事業の実施に必要な 測量、設計及び監督 並びに用排水路等の 管理に関すること。	ダムの築造及び用排 水改良事業の実施に 必要な測量、設計及 び監督並びにダム、 用排水路等の管理に 関すること。	

会津 地域 研究 所	沼尻分 場	養鶏分 場	畜産 研究 所	果樹 研究 所	
河沼 郡会 津坂 下町	耶麻 郡猪 苗代 町	郡山 市	福島 市	福島 市	

業推 進 室	企 画 經 営 部	生 産 環 境 部	作 物 園 芸 部	果 樹 研 究 所	畜 産 研 究 所	養 鶏 分 場	沼 尻 分 場	会 津 地 域 研 究 所
企 画 情 報 科 技 術 移 転 科 經 営 ・ 農 作 業 科 作 物 保 護 科 環 境 ・ 作 物 栄 養 科 流 通 加 工 科 品 種 開 発 科 稲 作 科 畑 作 科 野 菜 科 花 き 科	經 営 ・ 農 作 業 科 作 物 保 護 科 環 境 ・ 作 物 栄 養 科	環 境 ・ 作 物 栄 養 科	品 種 開 発 科 稲 作 科 畑 作 科 野 菜 科 花 き 科	果 樹 研 究 所	畜 産 研 究 所	養 鶏 分 場	沼 尻 分 場	会 津 地 域 研 究 所
と。 三 農業経営に係る 調査研究に関する こと。 四 農業技術に関す る情報の収集及び 提供に関すること。 五 農産物加工に係 る試験研究に関す ること。 六 牧野、飼料作物 及び流通飼料に係 る試験研究に関す ること。 七 原種の育成及び 生産に関すること。 八 家畜及び家きん の改良増殖に係る 試験研究及び能力 検定等の試験研究 に関すること。 九 優良種畜、優良 種鶏及び優良種卵 の譲渡並びに精液、 受精卵等の配付に 関すること。 十 農業技術の指導 及び実地教育に関 すること。 十一 農薬の取締り に関すること。 十二 肥料及び飼料 の検査及び取締り に関すること。 十三 有機農産物の 認証に関すること。 十四 農業後継者及 び農業指導者の養 成に関すること。	企 画 情 報 科 技 術 移 転 科 經 営 ・ 農 作 業 科 作 物 保 護 科 環 境 ・ 作 物 栄 養 科	環 境 ・ 作 物 栄 養 科	品 種 開 発 科 稲 作 科 畑 作 科 野 菜 科 花 き 科	果 樹 研 究 所	畜 産 研 究 所	養 鶏 分 場	沼 尻 分 場	会 津 地 域 研 究 所

<p>福島県 林業研 究セン ター</p>	<p>福島県 病害虫 防除所</p>	<p>農業 短期 大学 校</p>	<p>浜地 域研 究所</p>
<p>山 郡 市</p>	<p>山 郡 市</p>	<p>西 白 河 郡 矢 吹 町</p>	<p>相 馬 市</p>
<p></p>	<p>福 島 県 の 区 域</p>	<p></p>	<p></p>
<p>事務部 企画情 報部 森林環 境部 林産資 源部</p>	<p></p>	<p>農 学 部 研 修 部</p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p>農 産 学 科 園 芸 学 科 畜 産 学 科 研 究 科</p>	<p></p>
<p>一 林業に係る試験 研究及び調査に 関すること。 二 林業に係る公害 についての試験及 び調査研究に 関すること。 三 林木育種に 関すること。</p>	<p>一 植物の検疫に 関すること。 二 有害動植物防 除についての企 画に 関すること。 三 市町村、農 業者 等が行う有害 動植物防除に 関する指 導及び協 力に 関すること。 四 有害動植物 発生 予察に 関すること。 五 有害動植物 防除 に係る 薬剤及 び器 具の保 管等に 関す ること。 六 その 他有 害動 植物 防除 に 関し 必要 な こと。</p>	<p>十五 農業者、 農業 指導者 等に対 する 農業 及び 農村 生活 につ いて の専 門的 な研 修教 育に 関 す ること。</p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p>福 島 県 水 産 試 験 場</p>	<p></p>
<p></p>	<p>相 馬 支 場</p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p>相 馬 市</p>	<p>い わ き 市</p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p>事 務 部 栽 培 漁 業 部 水 産 資 源 部 海 洋 漁 業 部 漁 場 環 境 部</p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>十 漁業用無線局の 運営管理及び指 導 に 関 す る こ と。</p> <p>九 調査指導船の 運 営 管 理 に 関 す る こ と。</p> <p>八 水産技術の指 導 に 関 す る こ と。</p> <p>七 増養殖に係る 試 験 研 究 及 び 調 査 に 関 す る こ と。</p> <p>六 水産種苗の放 流 技 術 に 係 る 試 験 研 究 及 び 調 査 に 関 す る こ と。</p> <p>五 栽培漁業につ い て の 生 態 系 に 係 る 試 験 研 究 及 び 調 査 に 関 す る こ と。</p> <p>四 漁具、漁法及 び 漁 獲 物 処 理 に 係 る 試 験 研 究 及 び 調 査 に 関 す る こ と。</p> <p>三 漁況及び海況 に 関 す る こ と。 に 関 す る こ と。</p> <p>二 漁場造成及び 漁 場 環 境 の 維 持 保 全 に 係 る 試 験 研 究 及 び 調 査 に 関 す る こ と。</p> <p>一 水産資源の保 護 増 殖 に 係 る 試 験 研 究 及 び 調 査 に 関 す る こ と。</p>	<p>四 林業技術の教 育 に 関 す る こ と。</p>	<p></p>	<p></p>

福島県 水産種 苗研究 所	双葉 郡大 熊町	福島県 内水面 水産試 験場	耶麻 郡猪 苗代 町	事務部 生産技 術部 調査部	一 水産種苗の生産 技術開発に係る試 験研究に関するこ と。 二 水産種苗の生産 及び供給に関する こと。 三 魚類の疾病に係 る試験研究及び指 導に関すること。
					一 内水面水産資源 の保護増殖に係る 試験研究及び調査 に関すること。 二 淡水魚の増養殖 に係る試験研究及 び指導に関するこ と。 三 漁場環境に係る 試験研究に関する こと。 四 魚類の疾病に係 る試験研究及び指 導に関すること。 五 水産用排水の水 質管理に係る研究 及び調査に関する こと。 六 水産種苗の生産 技術開発に係る試 験研究に関するこ と。

別表第一の七の表中

グループ

を

課

に改め、同表福島県北建

事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「行政グループ」を「行政課」に、「用地グループ」を「用地課」に、「企画調査グループ」を「企画調査課」に、「管理

計画グループ」を「管理計画課」に、「地域保全グループ」を「地域保全課」に、「道路グループ」を「道路課」に、「河川砂防グループ」を「河川砂防課」に、「都市・施設グループ」を「都市・施設課」に、「建築住宅グループ」を「建築住宅課」に、「伊達郡（川俣町及び飯野町を除く。）を「伊達郡（桑折町及び国見町に限る。）」に、「業務グループ」を「業務課」に改め、同表福島県建中建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「行政グループ」を「行政課」に、「用地グループ」を「用地課」に、「企画調査グループ」を「企画調査課」に、「管理計画グループ」を「管理計画課」に、「地域保全グループ」を「地域保全課」に、「道路グループ」を「道路課」に、「河川砂防グループ」を「河川砂防課」に改め、同項中

「ダム建設課  
都市・施設  
課  
建築住宅部  
建築住宅課」

に改め、同項中「業務グループ」を「業務課」に改め、

同表福島県南建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「行政グループ」を「行政課」に、「用地グループ」を「用地課」に、「企画調査グループ」を「企画調査課」に、「管理計画グループ」を「管理計画課」に、「地域保全グループ」を「地域保全課」に、「道路グループ」を「道路課」に、「河川砂防グループ」を「河川砂防課」

に改め、同項中

「ダム建設  
都市・施設  
グループ  
建築住宅部  
建築住宅課」

を「建築住宅部」建築住宅課」に

改め、同項中「業務グループ」を「業務課」に改め、同表福島県会津若松建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「行政グループ」を「行政課」に、「用地グループ」を「用地課」に、「企画調査グループ」を「企画調査課」に、「管理計画グループ」を「管理計画課」に、「地域保全グループ」を「地域保全課」に、「道路グループ」を「道路課」に、「河川砂防グループ」を「河川砂防課」に、「都市・施設グループ」を「都市・施設課」に、「建築住宅グループ」を「建築住宅課」に、「業務グループ」を「業務課」に改め、同表福島県喜多方建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「行政グループ」を「行政課」に、「用地グループ」を「用地課」に、「企画調査グループ」を「企画調査課」に、「管理計画グループ」を「管理計画課」に、「地域保全グループ」を「地域保全課」に、「道路グループ」を「道路課」に、「河川砂防グループ」を

「河川砂防課」に改め、同項中

「建築住宅部  
建築住宅課」

を「建築住宅部」建

「建築住宅課」に改め、同項中「業務グループ」を「業務課」に改め、同表福島県南会津建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「用地グループ」を「用地課」に、「企画調査グループ」を「企画調査課」に、「管理計画グループ」を「管理計画課」に、「地域保全グループ」を「地域保全課」に、「道路グループ」を「道路課」に、「河川砂防グループ」を「河川砂防課」に改め、同項中

「一建築住宅部一建築住宅課」に改め、同項中「業務グループ」を「業務課」に改め、同表福島県相双建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「行政グループ」を「行政課」に、「用地グループ」を「用地課」に、「企画調査グループ」を「企画調査課」に、「管理計画グループ」を「管理計画課」に、「管理計画グループ」を「管理計画課」に、「地域保全グループ」を「地域保全課」に、「道路グループ」を「道路課」に、「河川砂防グループ」を「河川砂防課」に改め、同項中

都市・施設  
グループ  
建築住宅部  
建築住宅グループ

都市・施設  
グループ  
建築住宅部  
建築住宅グループ

「業務グループ」を「業務課」に改め、同表福島県いわき建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「行政グループ」を「行政課」に、「用地グループ」を「用地課」に、「企画調査グループ」を「企画調査課」に、「管理計画グループ」を「管理計画課」に、「管理計画課」に、「地域保全グループ」を「地域保全課」に、「道路グループ」を「道路課」に、「河川砂防グループ」を「河川砂防課」に、「都市・施設グループ」を「都市・施設課」に、「建築住宅グループ」を「建築住宅課」に、「業務グループ」を「業務課」に改め、同表福島県あぶくま高原自動車道建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「建設グループ」を「建設課」に改め、同表福島県相馬港湾建設事務所の項中「及び相馬郡」を「並びに相馬郡」に、「総務グループ」を「総務課」に、「企画管理グループ」を「企画管理課」に、「建設グループ」を「建設課」に改め、同表福島県小名浜港湾建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「管理グループ」を「管理課」に、「港営グループ」を「港営課」に、「企画調査グループ」を「企画調査課」に、「建設グループ」を「建設課」に改め、同表福島県福島空港事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「施設グループ」を「施設課」に、「建設グループ」を「建設課」に改め、同表福島県北流域下水道建設事務所の項及び福島県中流域下水道建設事務所の項中「総務グループ」を「総務課」に、「建設グループ」を「建設課」に改め、同表福島県木戸ダム建設事務所の項及び福島県北建設事務所の項から福島県いわき建設事務所の項までの分掌事務の欄建設事務所の項第十七号中「営繕工事」を「営繕及び土木工事」に改め、同項第二十三号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に改め、同項に次の一号を加える。

二十八 建築物補助事業の技術上の審査及び調査に関すること。  
別表第一の七の表福島県北建設事務所の項から福島県いわき建設事務所の項までの分掌事務の欄土木事務所の項第九号中「及び猪苗代土木事務所」を「猪苗代土木事務所及び富岡土木事務所」に改める。

別表第三中「部領域グループ」を「部総室(局)課室」に改め、同表の一の表福島県私立学校審議会の項中「総務部文書管財領域私立学校グループ」を「総務部文書管財総室私学法人課」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五十条第一項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三百三十三条第一項の規定による同法第一章第四節第六款の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	総務部文書管財総室私学法人課
-------------	---	----------------

別表第三の一の表福島県公立大学法人評価委員会の項中「総務部文書管財領域公立大学法人グループ」を「総務部文書管財総室私学法人課公立大学法人室」に改め、同表福島県固定資産評価審議会の項中「総務部市町村領域市町村財政グループ」を「総務部市町村総室市町村財政課」に改め、同表福島県土地利用審査会の項中「企画調整部企画調整総務領域土地調整グループ」を「企画調整部企画調整総室土地・水調整課」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)第四条第四項の規定によるスポーツの振興に関する計画の作成に係る意見の具申及び知事の諮問に応じたスポーツの振興に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項に関する知事への建議に関すること。	企画調整部文化スポーツ局スポーツ課
--------------	---	-------------------

別表第三の一の表福島県環境審議会の項中「生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ」を「生活環境部生活環境総務課」に改め、同表福島県交通安全対策会議の項中「生活環境部県民環境総務領域生活交通グループ」を「生活環境部生活環境総室生活交通課」に改め、同表福島県防災会議の項から福島県民等保護協議会の項までの規定中「生活環境部県民安全領域災害対策グループ」を「生活環境部県民安全総室災害対策課」に改め、同表福島県自然環境保全審議会の項中「生活環境部環境共生領域自然保護グループ」を「生活環境部環境共生総室自然保護課」に改め、同表福島県福祉審議会の項中「保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ」を「保健福祉部保

保健福祉総室保健福祉総務課」に改め、同表福島県国民健康保険審査会の項中「保健福祉部保健福祉総務領域国民健康保険グループ」を「保健福祉部保健福祉総室国民健康保険課」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二百二十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第四章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること。	保健福祉部保健福祉総室国民健康保険課
---------------	--	--------------------

別表第三の一の表福島県介護保険審査会の項中「保健福祉部生活福祉領域介護保険グループ」を「保健福祉部生活福祉総室高齢福祉課介護保険室」に改め、同表福島県障がい者施策推進協議会の項及び福島県精神医療審査会の項中「保健福祉部自立支援領域障がい者支援グループ」を「保健福祉部自立支援総室障がい福祉課」に改め、同表福島県准看護師試験委員の項及び福島県医療審査会の項中「保健福祉部健康衛生領域医療看護グループ」を「保健福祉部健康衛生総室環境衛生課」に改め、同表福島県生活衛生適正化審査会の項中「保健福祉部健康衛生総室環境衛生グループ」を「保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課」に改め、同表福島県麻薬中毒審査会の項中「保健福祉部健康衛生領域薬務グループ」を「保健福祉部健康衛生総室薬務課」に改め、同表福島県農業共済保険審査会の項中「農林水産部経営支援領域金融共済グループ」を「農林水産部農業支援総室農業経済課金融共済室」に改め、同表福島県森林審議会の項中「農林水産部森林林業領域森林計画グループ」を「農林水産部森林林業総室森林計画課」に改め、同表福島県建設工事紛争審査会の項を削り、同表福島県土地収用あっせん委員の項から福島県土地収用事業認定審議会の項までの規定中「土木部土木総務領域用地グループ」を「土木部土木総室土木総務課用地室」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県建設工事紛争審査会	建設業法第二十五条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのおっせん、調停及び仲裁に関すること。	土木部企業技術総室技術管理課建設産業室
--------------	---	---------------------

別表第三の一の表福島県地方港湾審議会の項中「土木部河川港湾領域港湾漁港グループ」を「土木部河川港湾総室港湾課」に改め、同表福島県都市計画審議会の項及び福島県開発審査会の項中「土木部都市領域都市計画グループ」を「土木部都市総室都市計画課」に改め、同表福島県建築審査会の項及び福島県建築士審査会の項中「土木部建築領域建築指導グループ」を「土木部建築総室建築指導課」に改め、別表第三の二の表中

「部領域グループ」を「部総室（局）課室」に改め、同表福島県公有財産審議会の項を削り、同表福島県入札制度等監視委員会の項中「総務部財務領域入札改革グループ」を「総務部財務総室入札監理課」に改め、同表福島県職員倫理審査会及び福島県特別職給与審議会の項中「総務部人事領域人事グループ」を「総務部人事総室人事課」に改め、同表福島県公務災害補償等認定委員会の項及び福島県公務災害補償等審査会の項中「総務部人事領域給付グループ」を「総務部人事総室職員厚生課」に改め、同表福島県情報公開審査会の項中「総務部文書管財領域文書法務グループ」を「総務部文書管財総室文書法務課」に改め、同表福島県個人情報保護審査会の項中「総務部文書管財領域文書法務グループ」を「総務部文書管財総室文書法務課」に、「総務部市町村領域市町村行政グループ」を「総務部市町村総室市町村行政課」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県公有財産審議会	公有財産の処分に関する重要事項の調査審議に関すること。	総務部文書管財総室財産管理課
------------	-----------------------------	----------------

別表第三の二の表福島県市町村と県の連携に関する審議会の項中「総務部市町村領域市町村行政グループ」を「総務部市町村総室市町村行政課」に改め、同表福島県総合計画審議会の項中「企画調整部企画調整総務領域計画評価グループ」を「企画調整部企画調整総室総合計画課」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県文化振興審議会	福島県文化振興条例（平成十六年条例第四十五号）第八条第二項の規定による同条例の規定により定められた事項の審議及び文化の振興に関する事項の調査審議並びに同条第三項の規定による事項に対する意見の具申に関すること。	企画調整部文化スポーツ局文化振興課
福島県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第十条第二項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び同条第三項の規定による同条第二項に規定する事項に関し必要と認める事項に関することについての知事に対する建議に関すること。	企画調整部文化スポーツ局生涯学習課

別表第三の二の表福島県消費生活審議会の項中「生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ」を「生活環境部生活環境総室消費生活課」に改め、同表福島県男女共同参画審議会の項中「生活環境部県民環境総務領域人権男女共生グループ」を「生活環境部生活環境総室人権男女共生課」に改め、同表福島県青少年健全育成審議会の項中「生活環境部県民環境総務領域青少年グループ」を「生活環境部生活環境総室人権男女共生課

青少年育成室」に改め、同表福島県環境影響評価審査会の項及び福島県景観審査会の項中「生活環境部環境共生領域環境評価景観グループ」を「生活環境部環境共生総室環境共生課環境評価景観室」に改め、同表福島県公害審査会の項中「生活環境部環境保全領域大気環境グループ」を「生活環境部環境保全総室水・大気環境課」に改め、同表福島県障害者介護給付費等不服審査会の項及び福島県精神保健福祉審査会の項中「保健福祉部自立支援領域障がい者支援グループ」を「保健福祉部自立支援総室障がい福祉課」に改め、同表福島県薬事審査会の項中「保健福祉部健康衛生領域薬務グループ」を「保健福祉部健康衛生総室薬務課」に改め、同表福島県中小企業振興審査会の項中「商工労働部商工総務領域総務企画グループ」を「商工労働部商工総務課」に改め、同表福島県中小企業調停審査会の項中「商工労働部商工総務領域経営支援グループ」を「商工労働部商工労働総室団体支援課」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>福島県労働 審議会</p>	<p>労働者の福祉の増進並びに雇用及び就業の促進その他の労働施策に関する重要事項の調査審議並びに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十一条第一項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項についての調査審議及びこれらに関する必要と認める事項の關係行政機関に対する建議に関すること。</p>	<p>商工労働 部商工労働 総室雇 用労政課</p>
----------------------	--	--

別表第三の二の表福島県大規模小売店舗立地審議会の項及び福島県商業まちづくり審議会の項中「商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ」を「商工労働部産業振興総室商業まちづくり課」に改め、同表福島県労働審議会の項を削り、同表福島県農業振興審議会の項中「農林水産部農林総務領域農林企画グループ」を「農林水産部農林水産総室農林企画課」に改め、同表福島県卸売市場審議会の項中「農林水産部生産流通領域流通消費グループ」を「農林水産部生産流通総室農産物流通課」に改め、同表福島県水産業振興審議会の項中「農林水産部生産流通領域水産グループ」を「農林水産部生産流通総室水産課」に改め、同表福島県建設業審議会の項中「土木部土木総務領域総務予算グループ」を「土木部企画技術総室技術管理課建設産業室」に改め、同表福島県河川審議会の項中「土木部河川港湾領域河川企画グループ」を「土木部河川港湾総室河川計画課」に改め、同表福島県屋外広告物審議会の項中「土木部都市領域都市計画グループ」を「土木部都市総室都市計画課」に改める。

別表四の一の表主任主査の項から専門司書の項までの規定中「処理する」を「処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。